

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市住宅改修支援事業費補助金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	高齢者が住みなれた住宅で安心した生活を継続していくことが出来るよう、介護保険法に基づく住宅改修が必要な理由書の作成を行う指定居宅介護支援事業所等に対し補助金を交付する。
補助事業者	補助事業を実施する介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者又は地域包括支援センターに勤務する社会福祉士、保健師若しくは看護師等が所属する指定居宅介護支援事業所等
補助対象経費	法第8条第24項に規定にする居宅介護支援、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援又は介護保険法施行規則第140条の63の2第1号口に規定する第1号介護予防支援事業の提供を受けていない者に対して行った法に基づく居宅介護住宅改修費支給申請又は介護予防住宅改修費支給申請に係る理由書作成業務
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	定額 1件あたり2,000円
	○少額（5万円以下）補助金の理由 介護報酬の場合、一件当たりの補助単価を2千円としているため、これに準じている。
補助率等	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者が住み慣れた住宅で安心して生活を行う為の住宅改修を行う際に住宅改修が必要な理由書を作成する者がいないという事態を避けるためのものであるため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当	（担当部署） 高齢福祉課
	（電話番号） 0259-63-3790